



札幌市告示第4523号

令和2年7月豪雨による被災者に対する市税の申告等の期限を延長するので、下記のとおり告示する。

令和2年8月12日

札幌市長 秋元 克広



記

札幌市税条例（昭和25年条例第44号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和2年7月4日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

指定地域	
熊本県	人吉市、球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村、球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村、八代市坂本町、葦北郡芦北町